

農薬登録制度に関する懇談会（第8回）議事概要

日時：平成 21 年 7 月 31 日 13:30～16:30

場所：中央合同庁舎第 4 号館 第 1219～1221 号会議室

【議事次第】

- 1 開 会
- 2 議 題
 - (1) 自給飼料作物の農薬登録に係る検査基準の見直し（家畜代謝・残留試験ガイドラインの導入）について
 - (2) その他
- 3 閉 会

【議事概要】

- 1 「自給飼料作物の農薬登録に係る検査基準の見直し（家畜代謝・残留試験ガイドラインの導入）について」への質問・意見・修正案及びそれに対する事務局の考え方について

【主な意見】

- ・ 海外では受け入れ可能な家畜代謝試験施設が 9 つあるが、国内にはない。国内で緊急的に対応できる試験施設が必要ではないか。また、各試験施設の受け入れ能力に関する情報がほしい。
- ・ 輸入割合が高い飼料もあることから、各飼料用作物の輸入割合も精査し、制度適用の影響を明確にすべき。
- ・ 食用として栽培される作物を飼料用に転用するものについての取扱いを明確に示すべき。
- ・ 飼料用作物の安全確保に関する制度の全体像を、関連する法律（農薬取締法、飼料安全法、食品衛生法）を踏まえて示すべき。
- ・ 畜産物の安全性向上は必要であるが、本ガイドラインの導入によって多大な費用を要し、使用できる登録農薬が減ることが懸念される。今後、どの程度の数の農薬を飼料用作物に使用できるのか、見通しが知りたい。
- ・ 既登録農薬のうち、提案された判断基準（予想飼料最大負荷量及びオクタノール／水分配係数による判断基準）に照らし、代謝試験が不要となるのはどのような農薬か。
- ・ 本ガイドライン導入の経過措置期間が 3 年というのは短い。実施する試験の内容によっては、3 年では厳しいのではないか。また、既登録剤は基準値の設定が必要であるため、このことも考慮する必要がある。

【結論】

- ・ 家畜代謝・残留試験ガイドラインを導入する必要性については合意。
- ・ 具体的な導入の仕方については、
 - ・ 家畜代謝・残留試験ガイドライン導入による影響を明確にするための判断材料として
 - ・ 国産飼料の利用率、使用の実態
 - ・ 追加的に試験の実施が必要となる農薬の有効成分の数と関連情報
 - ・ 家畜代謝試験施設の受け入れ能力
 - ・ 飼料用作物の安全に関する法律の体系を整理し、その情報とともに事務局案を再度検討。

2 その他

- ・ 前回懇談会で合意された農薬取締法の5年後見直しについては、6月4日から7月3日まで、パブリックコメントを実施した。現在いただいた意見に対する考え方を整理中。
- ・ 第9回の懇談会については、事務局の整理ができた段階で改めて日程を決定。